

議案第 31 号

三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 24 年 2 月 21 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三田市国民健康保険税条例（昭和32年三田町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「500,000円」を「510,000円」に改め、同条第3項中「130,000円」を「140,000円」に改め、同条第4項中「100,000円」を「120,000円」に改める。

第21条各号列記以外の部分中「500,000円」を「510,000円」に、「130,000円」を「140,000円」に、「100,000円」を「120,000円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の三田市国民健康保険税条例の規定は、平成24年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成23年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。